

役員及び評議員等報酬規程

社会福祉法人 新生会

役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新生会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬及び実費弁償費並びに出張旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員は、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう評議員等は、評議員及び評議員選任・解任委員並びに第三者委員をいう。

3 報酬は、役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 実費弁償費は、役員等の職務を行うために要する費用の弁償

5 出張旅費は、役員等が法人業務において出張する際に要する費用

5 役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬及び実費弁償費等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬及び実費弁償費等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬及び実費弁償費等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実

費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員・解任委員の勤務報酬及び実費弁償費等)

第6条 評議員選任・解任委員が定款第六条第3項の規定に基づき評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

また、同日にあわせて評議員選任・解任委員会に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、法人に係る評議員選任・解任委員会の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬及び実費弁償費等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定め

る報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成17年10月1日より適用する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日より改正する。
- 3 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第九条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員選任・解任委員会の委員報酬及び実費弁償費は、この規程により行う。

別表 1 理事会及び評議員会並びに委員会出席報酬等 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	0円	0円
評議員会出席報酬等	0円	0円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	0円	0円
苦情対応第三者委員会出席報酬等	0円	0円

別表 2 業務報酬等 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	0円	0円
理事及び評議員業務報酬等	0円	0円
監事監査指導業務報酬等	0円	0円
評議員選任・解任委員業務報酬等	0円	0円
苦情対応第三者委員業務報酬等	0円	0円

別表 3 出張旅費等 (日額)

名 称	旅 費	宿泊費	報酬	その他
理事長出張旅費等	実 費	実 費	0円	実 費
理事及び評議員出張旅費等	実 費	実 費	0円	実 費
監事出張旅費等	実 費	実 費	0円	実 費
評議員選任・解任委員出張旅費等	実 費	実 費	0円	実 費
苦情対応第三者委員出張旅費等	実 費	実 費	0円	実 費